



## フィリピン: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート (2020年4月7日時点)

執筆者: 佐藤 正孝、Michelle Marie F. Villarica

※ 本書は、2020年4月7日時点の情報に基づいて執筆しております。

### I. 強化されたコミュニティ隔離(enhanced community quarantine)の延長(2020年4月30日まで)

フィリピンのカルロ・ノグラールズ内閣官房長官は、2020年4月7日の記者会見で、ドゥテルテ大統領が、強化されたコミュニティ隔離(以下「ECQ」といいます。)期間の終了時期を4月12日から4月30日午後11時59分に延長したと発表しました。大統領又は官庁間タスクフォースにて認められたすべての免除策は、4月30日午後11時59分まで引き続き、有効となります。

### II. Bayanihan Act の施行

ドゥテルテ大統領は、Bayanihan Act(以下「本法」といいます。)の成立後、関係する政府機関を通じ、同法により大統領に付与された各種権限を行使しています。これらの権限行使に関する最新情報のうち、商業分野に関するものは次のとおりです。

#### 1. 賃料猶予

フィリピン貿易産業省は、2020年4月4日付で、住宅賃料及び中小零細企業の商業施設賃貸料の支払いを猶予するよう指示する貿易産業省覚書回覧第20-12号(以下「貿易産業省覚書」といいます。)を公布しました。中小零細企業とは、一人会社、組合又は企業等の形態の別を問わず、個人経営、組合、農業、工業及び/又はサービス業に従事する事業体又は企業であって、その総資産額(借入金を含み、事業体の事務所、工場及び設備が存在する土地の価値を除く。)が次のいずれかに該当するものをいいます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- ・零細企業: 総資産額 3,000,000 フィリピン・ペソ以下
- ・小企業: 総資産額 3,000,001 フィリピン・ペソ以上、15,000,000 フィリピン・ペソ以下
- ・中企業: 総資産額 15,000,000 フィリピン・ペソ以上、100,000,000 フィリピン・ペソ以下

貿易産業省覚書の内容は、(i)ECQ 期間内に支払期限が到来するすべての住宅賃料、(ii)同期間中、一時的に操業を停止している中小零細企業の、同期間内に支払期限が到来するすべての商業施設賃貸料に適用されます。大統領による ECQ 期間延長に伴い、本書の執筆時点では、同期間は、2020 年 3 月 17 日から 4 月 30 日までとされています。

貿易産業省覚書は、ECQ 期間中に到来した賃料の支払期限日から最低 30 日間の支払猶予及び猶予中、利息、違約金、手数料その他費用を賃借人に課さないことを求めています。ECQ 期間内に支払期限が到来した賃料は、その総額を ECQ 期間終了後 6 ヶ月間の賃料に均等に割付けられ、その割付分には利息、違約金、手数料その他費用は課されません。

具体例は以下のとおりです。

ケース		
ECQ 期間	2020 年 3 月 17 日から 4 月 30 日まで	
支払期限	毎月末日	
月額賃料	20,000 フィリピン・ペソ	
ECQ 期間中に支払期限が到来する賃料総額(2ヶ月分)	40,000 フィリピン・ペソ	
ECQ 期間後 6 ヶ月間、上乘せされる賃料額	6,666.66 フィリピン・ペソ(40,000 フィリピン・ペソ/6 ヶ月)	
ECQ 期間中に支払われるべき賃料額	3 月 31 日分	0 フィリピン・ペソ
	4 月 30 日分	0 フィリピン・ペソ
ECQ 期間後に支払われるべき賃料額	5 月 31 日から 10 月 31 日	月々 26,666.66 フィリピン・ペソ

なお、ECQ 期間中に賃借人が既に支払った賃料については、賃貸人は返還する必要はありません。

## 2. 貸付金返済猶予

フィリピン中央銀行は、2020 年 4 月 1 日付で、本法第 4 条(aa)を実施する、覚書 M-2020-017 号(以下「中央銀行覚書」といいます。)を公布しました。中央銀行覚書により、ドゥテルテ大統領には、銀行等の金融機関に対して貸付金の支払いを猶予させる権限が付与されました。

中央銀行覚書は、フィリピン中央銀行、証券取引委員会、協同組合開発庁、公務員保険機構、社会保障制度、又は住宅開発相互基金の監督下にあるか否かにかかわらず、また公的、私的を問わず、すべてのフィリピンの貸し手に適用されます(以下、併せて「対象組織」といいます。)

中央銀行覚書は、すべての対象組織に対し、ECQ 期間内に支払期限が到来するすべての貸付金につき、元金及び/又は利息を含め、利息、違約金、手数料、その他費用を課すことなく、30 日の支払猶予期間を設けるよう求めています。また、貸付金の増額、貸付金のリストラクチャリング、小口金融の貸付には、印紙税が課されないこととされています。

さらに、当初の 30 日間の猶予期間は、大統領により ECQ 期間が延長された場合、自動的に延長されます。

対象組織は、(i)借入人である個人、世帯、中小零細企業及び会社が、将来、支払い又は償却を行う際に、30 日間の猶予期間中分の利息、手数料、及び費用につき、利息を請求又は適用すること、(ii)顧客に対して、30 日間の義務的猶予期間を含めて、本法の規定の適用を除外することに同意するよう要求することも禁止されています。ECQ 期間中に支払期日が到来した貸付金を対象として、すでになされた(ii)の同意も無効とされます。

借入人は、猶予期間分の 30 日について発生した利息を、ローンの残期間にわたって支払うことができます。もっとも、30 日間の猶予期間後の新しい支払日に、借入人は未払利息を全額支払うことを選択することもできます。

### 3. 罰則

貿易産業省覚書及び中央銀行覚書を遵守しない貸與人及び対象組織は、裁判所の判断により、2ヶ月以上の拘禁、及び/又は10,000 フィリピン・ペソ以上の罰金を課せられます。

## III. その他アップデート

### 1. 労働雇用省関連のアップデート

#### (a) 2020年4月分の休日給与

労働雇用省は、2020年4月1日付で労働勧告 2020年 NO.13-A(以下「**労働勧告 13-A**」といいます。)を公布し、雇用者が、フィリピンの祝日である2020年4月9日、10日及び11日になされた休日労働に対する給与を、現状の非常事態が緩和され、組織が通常営業に戻ってから支払うことを許可しました。労働勧告 13-A は猶予期間を具体的に明示していないため、影響を受ける団体は、労働雇用省が発表する最新の情報に注意する必要があります。ECQ 期間中、完全に休業又は停止していた事業体は、2020年4月9日、10日及び11日分の給与の支払いを免除されます。

#### (b) 試用期間

労働法のもとでは、民間企業での試用期間は、労働者が働き始めた日から6ヶ月を超えてはならないとされています。労働雇用省は、6ヶ月間とされている試用期間から、ECQ 期間を除外することも明示しています(2020年3月30日付労働勧告第14号)。

### 2. 証券取引委員会関連のアップデート

証券取引委員会は、証券取引委員会覚書回覧 2020年 No.9 を公布しました。同覚書では、COVID-19 のアウトブレイク期間及び ECQ 期間における、年次報告書(General Information Sheet)の届出指針が示されています。

#### (a) 取締役又は役員が選任された場合

通常郵便、書留郵便、民間の宅配便、又は電子メール(mlmliwanag@sec.gov.ph、 mtdmabuyo@sec.gov.ph 又は cmdnotice@sec.gov.ph 宛)にて、取締役の選任が行われた株主総会の日から30日以内に、年次報告書を提出するものとされています。

#### (b) 定時株主総会が開催されず、取締役又は役員が選任されなかった場合

COVID-19 に関連する安全衛生上の理由により、定時株主総会を開催できず、取締役又は役員を選任できなかった場合で、会社が遠隔通信のための設備を有していない場合、会社は、当初の定時株主総会予定日から30日以内に、上記旨を郵便、宅配便又は電子メール(cmdnotice@sec.gov.ph)にて、証券取引委員会に報告するものとされています。

COVID-19 への懸念以外の理由により、定時株主総会の開催ができず、取締役又は役員の選任ができない場合には、当初の定時株主総会予定日から30日以内に、その旨を証券取引委員会に報告しなければならないとされています。証券取引委員会により、定時株主総会の中止が不相当であると判断された場合(当初は定時株主総会の非開催が COVID-19 に関連すると報告されていたものの、後日 COVID-19 と無関係であることが確認された場合が含まれます。)には、定時株主総会の開催日時、場所及び取締役又は役員を選任する旨を記載した通知の発出を指示する命令を出すことになります。

証券取引委員会への報告には、以下の事項が含まれている必要があります。

- i. 会社名
- ii. 証券取引委員会における登録番号
- iii. 会社定款上の定時株主総会の日付
- iv. 定時株主総会の予定変更日(当初の予定日から60日以内)
- v. 定時株主総会中止の理由
- vi. 定時株主総会の開催予定地

報告書には、当該会社の会社秘書役による署名及び日付の記入が必要となります。なお、ECQ 期間が予定日を超えて延長された場合は、株主総会の予定日も延期される必要があります。



さとう まさたか  
佐藤 正孝

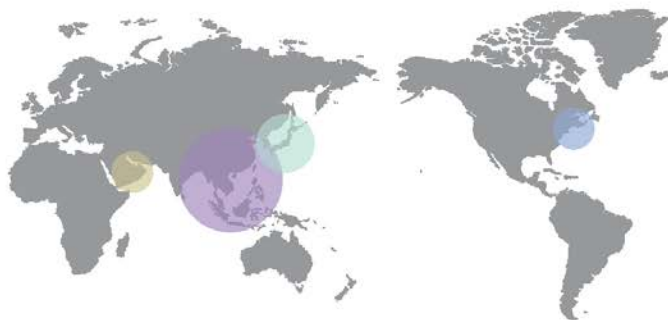
西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士  
[m\\_sato@jurists.co.jp](mailto:m_sato@jurists.co.jp)



ミシェル・マリエ・F.  
Michelle Marie F.  
ウイラリカ  
Villarica

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー  
[michelle.villarica@jurists.jp](mailto:michelle.villarica@jurists.jp)





西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 臼杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp  
カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。